

地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業費補助金
交付規程

令和8年4月6日

(通則)

第1条 地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業費補助金交付要綱（令和8年2月5日付け国自物第299号）、地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業費補助金実施要領（令和8年2月5日付け国自物第299号）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域の産業団体・経済団体や荷主、物流事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、航空運送事業者又は倉庫業者をいう。以下同じ。）、地方公共団体等が参画した協議会等による競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モダリティシフト、中継輸送等に向けた取組の検討や資機材等の導入などを行う事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部に補助金を交付することにより、地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 この補助金は、地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業事務局（以下「事務局」という。）が、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業（以下「間接補助事業」という。）を行おうとする者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、間接補助事業の実施に必要な経費のうち、同表第3欄に掲げる経費で補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者による事業及び別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 間接補助事業者は、地域の産業団体・経済団体や荷主、物流事業者、地方公共団体等をはじめ、事務局が適当と認める者で構成される協議会等とする。

3 補助対象経費の区分及び基準額、交付額の算定方法は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は様式第1による交付申請書に事務局が定める書類を添付して、事務局が別に定める時期までに提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の事業の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して事業申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 前項の規定に関わらず、申請者が以下に掲げる者に該当する場合は、補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入控除税額の減額は求めない。
- (1) 消費税法における納税義務者とならない事業者
 - (2) 免税事業者
 - (3) 簡易課税事業者
 - (4) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限り）、消費税法別表第3に掲げる法人
 - (5) 国若しくは地方公共団体の一般会計である補助事業者
 - (6) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 間接補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更等承認の申請、第15条の規定に基づく事故の報告、第16条の規定に基づく状況報告、第17条第1項の規定に基づく実績報告、第18条の規定に基づく事業承継承認の申請、第20条第2項の規定に基づく補助金精算（概算）払の請求、第21条第1項の規定に基づく消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告、第22条第7項の規定に基づく補助金返還報告、第26条第3項の規定に基づく財産処分承認の申請、（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第6条 事務局は、第7条の規定に基づく交付の決定の通知、第12条第2項の規定に基づく計画変更等の承認の通知、第19条第1項の規定に基づく補助金の額の確定の通知、第22条第3項の規定に基づく交付決定の取消し又は変更の通知、第22条第6項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付の請求に係る通知については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(交付の決定の通知)

第7条 事務局は、第4条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、事務局は、適正な交付

を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

- 2 事務局は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 事務局は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 事務局は、補助金の交付が適当でないとき認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 事務局は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 間接補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うべきこと。
- (2) 間接補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかに事務局に報告すべきこと。
- (3) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第13条に従うべきこと。
- (4) 間接補助事業者は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事務局の承認を受けるべきこと。
- (5) 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第15条の規定に基づき速やかに事務局に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 間接補助事業者は、事務局が間接補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事務局の指示に従うべきこと。
- (7) 間接補助事業者は、事務局が第22条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 間接補助事業者は、事務局が第22条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、事務局が指定する期日までに返還するとともに、第22条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第22条第8項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 間接補助事業者は、事務局が間接補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 間接補助事業者は、間接補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ事務局の承認を受けるべきこと。

(11) 間接補助事業者は、第 25 条第 4 項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、事務局の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

(12) 間接補助事業者は、間接補助事業終了後、事務局の指示に従い、間接補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第 9 条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に、様式第 3 による交付申請取下げ届出書を事務局に提出しなければならない。

(間接補助事業の表示)

第 10 条 間接補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、国土交通省補助事業である旨を明示しなければならない。

(間接補助事業の経理等)

第 11 条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了した日又は間接補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更等の承認等)

第 12 条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 による計画変更承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 間接補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の流用増減を除く。

(3) 間接補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事務局は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

3 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第 13 条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 間接補助事業者は、間接補助事業における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。
 - 3 間接補助事業者は、第 1 項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を取ることとする。
 - 4 間接補助事業者は、第 1 項の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者と契約してはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 前 5 項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第 14 条 間接補助事業者は、第 7 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 4 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 事務局が第 19 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が事務局に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) 事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、様式第6による補助事業経費の使用状況報告書を事務局が要求する期日までに提出しなければならない。また、事務局が必要と判断し、提出を依頼した資料も合わせて提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（間接補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日（間接補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は事務局が定める期日のいずれか早い日までに、様式第7による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の場合において、やむを得ない理由により様式第7による実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。

3 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(間接補助事業の承継)

第18条 事務局は、間接補助事業者について、相続、法人の合併又は分割等により間接補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該間接補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の間接補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第19条 事務局は、間接補助事業者から第17条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る間接補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第12条第2項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内

容)及びこれに付した条件に適合するものかを確認し、適合すると認めるときは、間接補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による補助事業交付金額確定通知書により間接補助事業者に速やかに通知する。

- 2 前項によって確定される補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額とする。
- 3 事務局は、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地検査等のほか、間接補助事業に係る取引先(請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。)に対して、現地検査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該検査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

- 第20条 事務局は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、間接補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、予期せぬ事情等により事業実施途中での概算払いが必要となる場合で、正当な理由が認められた場合については、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による補助金精算(概算)払請求書を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第21条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書にて速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第22条 事務局は、第12条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、第4号の場合において、間接補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- (1) 間接補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

- (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 間接補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
- 2 前項の規定は、第 19 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 事務局は、第 1 項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者へ通知するものとする。
- 4 事務局は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 事務局は、前項の返還を請求する場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 事務局は、第 4 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金に関する事項
 - (3) 納期限
- 7 間接補助事業者は、事務局から第 4 項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第 12 による補助金返還報告書にて報告しなければならない。
- 8 事務局は、補助事業者が、返還すべき補助金を第 6 項第 3 号に規定する期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第 23 条 事務局は、前条第 5 項にいう加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 24 条 事務局は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第 25 条 間接補助事業者は、間接補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」とい

- う。)については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第 13 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 17 条第 1 項に定める実績報告書に様式第 14 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
 - 4 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 26 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を勘案して、事務局が別に定める期間とする。
 - 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 15 による財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
 - 5 事務局は、第 3 項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
 - 6 第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより間接補助事業者が得た収入については、前条第 4 項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第 27 条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第 28 条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

第 29 条 間接補助事業者は、本補助金の交付と補助対象経費を重複して他の国庫補助金の交付を受けることは出来ない。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規程は、国土交通大臣が承認した日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業	<p>【検討経費】</p> <p>①地域の物流リソース可視化等に必要の調査・分析</p> <p>②協議会の運営</p> <p>【実証・事業化経費】</p> <p>①競合企業間・異業種間の共同配送</p> <p>②陸・海・空の新モータルシフト</p> <p>③中継輸送等の取組を行う際の経費や資機材等の導入経費</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>事務局が必要と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ 検討経費については、アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とし、算出された額が25百万円を超える場合は、交付額を25百万円とする。また、実証・事業化経費については、アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とし、算出される額が50百万円を超える場合は、交付額を50百万円とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費 (直接 工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
	本工事費 (間接 工事費)	共通仮設 費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理 費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理 費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事 費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容												
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。												
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。												
整備費	整備費		事業を行うために必要な土地及び施設等の整備に要する経費をいう。												
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。事務費は、工事費、設備費、整備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

3 細目	4 細分	5 内容
社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
賃金 報酬・給料・ 職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること。 ※謝金は、国土交通省が定める「謝金の標準支払基準」に準ずる (下記 URL をご参照ください) https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001585213.pdf
旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
需用費	印紙製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。